

北九保地地第1658号
平成30年3月28日

居宅介護支援事業所 管理者 様
訪問サービス事業所 管理者 様
通所サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部
地域福祉推進担当課長 丹田 智美

介護予防・生活支援サービス事業に関する制度の改定について（通知）

平成30年度介護報酬改定に伴い、本市の介護予防・生活支援サービス事業について下記のとおり改定いたしました。

については、改定内容等にご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 主な改定内容

(1) 訪問型サービスに関するもの（別表1）

- ア 生活援助中心型サービス従事のための新たな研修課程の創設
- イ サービス提供責任者の役割や任用要件等の明確化

(2) 通所型サービスに関するもの（別表2）

- ア 機能訓練指導員の対象資格の追加
- イ 栄養改善加算の算定要件の緩和
- ウ 併設されている通所型と訪問型の施設についてサービス提供に支障がない場合の共用について

2 施行期日

平成30年4月1日

3 介護予防・生活支援サービス事業に関する要綱等の改定について（別表3）

新要綱は、市ホームページに掲載いたしますので、詳細をご確認ください。

4 その他

その他の改定等につきましては、随時市ホームページや文書等でお知らせします。

【問い合わせ先】

北九州市保健福祉局地域福祉推進課

担当：小車、河田

電話 582-2060 FAX 582-2095

別表 1

改定内容	改定前	改定後	施行期日
生活援助中心型サービス 従事のための新たな研修 課程の創設	—	生活援助中心型研修の修了者 について、訪問型サービスに おいても従事可能とする	平成30年 4月1日
サービス提供責任者の役 割や任用要件等の明確化	—	・任用要件の見直し ・責務の明確化 他	平成30年 4月1日

別表 2

改定内容	改定前	改定後	施行期日
機能訓練指導員の対象資 格の追加	理学療法士 他	一定の実務経験を有する はり師、きゅう師を追加	平成30年 4月1日
栄養改善加算の算定要件 緩和	管理栄養士1名以 上の配置	当該事業所の職員として、又 は外部との連携により管理栄 養士を1名以上確保している こと *栄養改善加算は変更なし	平成30年 4月1日
併設されている通所型と 訪問型の施設について、 サービス提供に支障がな い場合の共用	—	事務室、玄関、廊下、階段な どについて共用が可能である ことを明確化	平成30年 4月1日

別表 3

旧	新
北九州市予防給付型訪問サービス実施要綱	北九州市第1号訪問事業及び第1号通所事業の 実施に関する要綱
北九州市生活支援型訪問サービス実施要綱	
北九州市予防給付型通所サービス実施要綱	
北九州市生活支援型通所サービス実施要綱	
北九州市予防給付型訪問サービスの人員、 設備及び運営の基準等に関する要綱	北九州市予防給付型訪問サービス及び 生活支援型訪問サービスの人員、設備及び 運営の基準等に関する要綱
北九州市生活支援型訪問サービスの人員、 設備及び運営の基準等に関する要綱	
北九州市予防給付型通所サービスの人員、 設備及び運営の基準等に関する要綱	北九州市予防給付型通所サービス及び 生活支援型通所サービスの人員、設備及び 運営の基準等に関する要綱
北九州市生活支援型通所サービスの人員、 設備及び運営の基準等に関する要綱	
—	上記要綱の制定に伴う実施要領
—	上記要綱の制定に伴う解釈及び留意事項